ロ　行政職俸給表(二)

職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
統合幕僚監部					一
陸上自衛隊				一三	
海上自衛隊					七
航空自衛隊					一
技術研究本部				五	
装備施設本部			二	一	
地方防衛局			四	一四	四
陸上自衛隊	人	人	四人	人	人
技術研究本部			二		

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八　研究職俸給表の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

職務の級の区分 / 組織の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
技術研究本部	人	人	人	人	一人	人

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の防衛省職員給与施行規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

会計検査院長職務代行
検査官　河戸　光彦

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百六十二人」を「千二百五十八人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

人事院規則二―一四―八

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

本則中「六百五十一人」を「六百四十四人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則二―一四の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年五月十六日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一七―一三三

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の表財務捜査研修センターの項の次に次のように加える。

取調べ技術総合研究・研修センター	所長	三種

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年五月十六日

人事院総裁　原　恒雄